

議案第 5 3 号

日野町営住宅等売却条例の一部改正について

日野町営住宅等売却条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

日野町長 堀 田 淳 一

日野町営住宅等売却条例の一部改正が必要な理由と内容

1 理由

この度、野田 2 4 5 番地 3 に完成する世帯向住宅については、定住促進の一環として供用開始から 1 5 年を経過した後に売却をするため、売却対象とする住宅として追加及び売却価格について本条例で定めるものとする。

2 改正内容

売却する住宅として別表第 3 に定め、売却価格は同条例の施行規則で定める。

附則として、売却できる時期は、供用開始後 1 5 年を経過した後に売却することができるものとする。

3 附則

公布の日から施行する。

日野町営住宅等売却条例の一部を改正する条例

日野町営住宅等売却条例(令和4年日野町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(売却する住宅) 第2条 売却する住宅は、次の各号の一に該当する住宅に限る。 (1) 略 (2) 前号以外の住宅で、管理上売却処分を適当と認める住宅のうち別表第2及び別表第3に定めるものとする。 (売却価格) 第8条 売却価格は、次の基準により町長が定める。 (1) 略 (2) 第2条第1項第2号に規定する住宅のうち別表第2に該当する住宅については、地方税法(昭和25年法律第226号)第403条第1項の規定により算出した固定資産税評価額を基準とした価格とする。 <u>(3) 第2条第1項第2号に規定する住宅のうち別表第3に該当する住宅については、規則に定める。</u> <u>(4) 略</u> 2 略 附 則 <u>第1条</u> この条例は、公布の日から施行する。	(売却する住宅) 第2条 売却する住宅は、次の各号の一に該当する住宅に限る。 (1) 略 (2) 前号以外の住宅で、管理上売却処分を適当と認める住宅のうち別表第2に定めるものとする。 (売却価格) 第8条 売却価格は、次の基準により町長が定める。 (1) 略 (2) 第2条第1項第2号に該当する住宅については、地方税法(昭和25年法律第226号)第403条第1項の規定により算出した固定資産税評価額を基準とした価格とする。 <u>(3) 略</u> 2 略 附 則 この条例は、公布の日から施行する。

第2条 別表第3に掲げる住宅及び該当土地の売却については、供用開始後15年を経過した後に売却できるものとする。

別表第2(第2条第2号関係) 略

別表第3(第2条第2号関係)

住宅種類	所在地	構造別	戸数	備考
世帯向け住宅	野田245番地3	木造2階建	41棟4戸	

別表第2(第2条第2号関係) 略

附 則
この条例は、公布の日から施行する。